

2020年度新入生用

大学等における修学の支援に関する法律による 授業料等減免の対象者の認定に関する申請書

年　月　日

文化服装学院 学院長 殿

私は、貴学（貴校）に対し、大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者としての認定を申請します。

申請にあたって、私は以下の事項を確認し、理解しています。

- ◆ この申請書の記載事項は事実と相違ありません。なお、申請書の記載事項に事実と相違があった場合、認定を取り消され、減免を打ち切られることがあるとともに、在学する学校から減免を受けた金額の支払を求められることがあることを承知しています。
- ◆ 授業料等減免の対象者の認定手続きにおいて、独立行政法人日本学生支援機構（以下、「機構」という）を通じ、文化服装学院が機構の保有する私の給付奨学金に関する情報の送付を受けること、及び機構が文化服装学院の保有する私の授業料等減免等に関する情報の送付を受けることに同意します。
- ◆ 現在、他の学校において、大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免を受けておらず、当該授業料等減免の対象者の認定申請中でもありません。

※以下のすべての項目を申請者本人が記入してください。

申請者	フリガナ		入学年月	2020 年 4 月入学	
	氏名				
生年月日	(西暦) 年 月 日生		(歳)		
現住所	〒	都道府県	市区町村		
所属学部・学科等				学籍番号	
学年		昼間・夜間の別	<input type="checkbox"/> 昼 (I部) <input type="checkbox"/> 夜 (II部)		
機構の給付奨学金に関する情報 (いずれかの□に✓印を付け、右欄に該当する番号を記載してください。) ※予約採用の採用候補者は、機構からの通知のコピーを添付すること					
<input type="checkbox"/> 予約採用の申込を行った者 【給付奨学金の申込の受付番号 (採用候補者となっていれば登録番号)】					
<input type="checkbox"/> 在学採用の申込を行った者 【給付奨学金の申込の受付番号 (給付奨学生となっていれば奨学生番号)】					

書類提出期日：学生証・学籍カード用の写真提出期日

※「給付奨学金予約採用 候補者決定通知のコピー」と「写真台紙」と一緒に緑色の封筒に同封してください。

申請書の作成にあたっての注意事項

イ 大学等における修学の支援に関する法律による修学支援は、授業料等減免と給付奨学生により行うこととしております。このため、あらかじめ機構に給付奨学生の申込みを行ってください。給付奨学生の申込みがない場合、授業料等減免の認定が遅れる等の原因になります。

給付奨学生の申込みを行わず、「機構の給付奨学生に関する情報」の欄を記入できない場合は、別紙1の提出が必要です。更に、本学に編入学又は転学（若しくは専攻科に入学）した学生であって、編入学又は転学（若しくは専攻科に入学）する前に在学していた学校（大学、短大、高専、専門学校）が2つ以上ある場合は、あわせて別紙2の提出が必要です。家計急変による申込を行う場合は、あわせて別紙3の提出が必要です。（給付奨学生をあわせて申し込む（既に申し込んでいる）場合は、別紙1～3の提出は不要です。）

なお、給付奨学生と授業料等減免の認定の要件は同一であるため、給付奨学生に申し込んだ結果、認定を受けることができなかった（給付奨学生として採用されなかった）場合は、同じ期間、授業料等減免の支援についても受けることはできません。

ロ 「機構の給付奨学生に関する情報」の欄について、予約採用における採用候補者は、採用候補者決定通知の受付番号を記入するとともに、採用候補者決定通知のコピーを必ず添付してください。

ハ 申請書に記載された内容及び提出された書類の情報は、授業料等減免の認定及び本学が実施する経済支援のために利用します。また、今後の授業料等減免制度の検討のため、統計資料の作成に利用する場合がありますが、作成に際しては個人が特定できないように処理します。

注意事項

- ・対象となるのは日本学生支援機構より届いた決定通知(右図)の、
1. 選考結果についての欄で「給付奨学金」が候補者決定になった方となります。
対象となるか書類を確認してください。①
 - ・太枠内を申請者本人が記入してください。
 - ・学籍番号は入学してからわかります。今は記入しません。②

申請書 記入例

A様式 1

2020 年度新入生用

大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者の認定に関する申請書

文化服装学院 学院長 殿

2020 年 / 月 6

私は、貴学（貴校）に対し、大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者としての認定を申請します。

申請にあたって、私は以下の事項を確認し、理解しています。

- ◆ この申請書の記載事項は事実と相違ありません。なお、申請書の記載事項に事実と相違があった場合、認定を取り消され、減免を打ち切られることがあるとともに、在学する学校から減免を受けた全額の支払を求められることがあることを承知しています。
- ◆ 授業料等減免の対象者の認定手続きにおいて、独立行政法人日本学生支援機構（以下、「機構」という）を通じ、文化服装学院が機構の保有する私の給付奨学金に関する情報の送付を受けること、及び機構が文化服装学院の保有する私の授業料等減免等に関する情報の送付を受けることに同意します。
- ◆ 現在、他の学校において、大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免を受けていません。

※以下のすべての項目を申請者本人が記入してください。

申請者	フリガナ	ブンカ ハナコ		入学年月	2020 年 4 月入学
	氏名	文化 花子		受験番号	YW0055
	生年月日	(西暦) 2001 年 6 月 23 日生 (18 歳)			
現住所	〒151-0000 東京都 渋谷区 代々木 2-22-1 文化ハイツ 101				
所属学部・学科等	Ⅱ部 服装科		学籍番号	(2)	
学年	1 年	昼間・夜間の別	□ 昼 (I 部)		□ 夜 (II 部)
機関の給付奨学金に関する情報 (いずれかの□に☑印を付け、右欄に該当する番号を記載してください。) ※予約採用の採用候補者は、機構からの通知のコピーを添付すること					
<input checked="" type="checkbox"/> 予約採用の申込を行った者 <input type="checkbox"/> 【給付奨学金の申込の受付番号】 (採用候補者となつていれば登録番号)			69999900-100-09999		
<input type="checkbox"/> 在学採用の申込を行った者 【給付奨学金の申込の受付番号】 (給付奨学生となつていれば奨学生番号)					

書類提出期日：学生証・学籍カード用の写真提出期日

※給付奨学金予約採用 候補者決定通知のコピーと「写真台紙」と一緒に緑色の封筒に同封してください。

授業料減免の対象となる者が受け取る日本学生支援機構からの決定通知には、給付奨学金の欄に「候補者決定」「支援区分：第〇区分」と記載があります。（下図赤〇箇所）

対象者はこの通知のコピーと左の申請書を本学へ送付します。

対象者の決定通知 見本 ①

この通知は、退学後、進学先の学校への提出が必要です。紛失しないよう大切に保管してください。

令和2年度大学等奨学生採用候補者決定通知 【進学先提出用】

令和元年12月〇日

登録番号	99999901-100-00999	
学年等	3年	10組
出席番号	A000001	
氏名	学校用見本 (がくこうゆみの)	

* 99999901 #5999999

交付書類コード=F

※ コードにより交付される書類が異なります。封筒の裏面にてご確認ください。

独立行政法人日本学生支援機構

1. 選考結果について

要件確認 の内訳	国語・在留資格等	○	貸与奨学生		
			借用貸与	第一種奨学生	第二種奨学生
	家計に関する基準	○	○	—	—
	学業成績・学修意欲に関する基準	○	○	—	—
	高卒後の期間、高卒認定合格(見込)	○	○	—	—
	必要書類の提出	○	○	—	—
上記を踏まえた選考結果			候補者決定	候補者決定	—

上1. 葉出済みの件数、右欄の「□」は、葉出料・宿泊料等に該するもので、左欄の「○」は非該するもので該する理由による決定不可を意味する。――

上2. 対象外であることをおしらせます。

上3. 必要書類の提出――「必要書類」とは、「学業成績認定」、「マイナンバー」それではできない場合の「所持証明書」等又は国民健康保険手帳等の「見込書類」等です。

2. 採用候補者となった奨学生の内容について

利用条件	貸与奨学生	第一種奨学生 (無利子)		第二種奨学生 (有利子)	
		支援区分: 第Ⅰ区分令 社会的貢献を必要とする人	最高月額利用: 可 猶予年限特例: 対象	最高月額	月額120,000円 一時金500,000円
申込内の選択内容	貸与額 返還方式 保証制度 個人貸出	***** ***** ***** *****	最高月額 所得達致返還方式 機関保証 利率見直し方式	月額120,000円 定期返還方式 人の保証 利率見直し方式	日本政策金融公庫の 「国との教育ローン」 の申込: 不要
	最高月額 所得達致返還方式 機関保証 利率見直し方式	***** ***** ***** *****	月額120,000円 定期返還方式 人の保証 利率見直し方式	一時金500,000円	日本政策金融公庫の 「国との教育ローン」 の申込: 不要

上1. 留学扶助金の内訳――「留学扶助金」は、進学先の学校の学部別に、没収者(国外赴)及び送り先(国外)によって異なる。また、当該扶助金は、留学扶助金として、日本政策金融公庫の「国との教育ローン」の内訳と併せて、支給される。●「かかる人」は生活保護受給者の自己負担率を指す。又は、差額扶助金の支給する場合の扶助金の月額と同額(日本政策金融公庫西日本・九州・沖縄)で算出される。内訳の全額とはなれない。ただし、区分は、日本政策金融公庫の「国との教育ローン」に見込まれる。――

上2. 第Ⅰ種の全貸付月額は、第Ⅱ種の次の段階による区分される。即ち、借用料(月額100円)に上乗せた金額(日本政策金融公庫西日本・九州・沖縄)の月額と同額(日本政策金融公庫西日本・九州・沖縄)で算出される。――

上3. 第Ⅱ種の全貸付月額は、第Ⅱ種の次の段階による区分される。即ち、第一種奨学生の月額費用(年に「最高月額利用: 不可」)に上乗せた金額(日本政策金融公庫西日本・九州・沖縄)で算出される。――

(注意事項)

① 本紙と併せて配付される「採用候補者のしおり」を必ず読んでください。

② 表面に記入のうえ、進学後すみやかに進学先学校に提出し、期限内に手続きをしてください。